

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則 ……………	教 職 員 課	1頁
	○ 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 ……………	福 利 ・ 給 与 課	1頁

規 則

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年九月二十七日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第十号

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「国又は県市町（以下第七条第一号において「国等」という。）」を「国、県市町又は国立大学法人三重大学」に改める。

第五条第一号中「県市町の職員」を「県市町又は国立大学法人三重大学の職員」に改める。

第七条中「及び改正省令附則第十条第一項第四号」を削り、同条第一号中「国等の職員」を「国、県市町又は国立大学法人三重大学の職員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 県市町が設置する学校の教育職員であった者で、県市町教育委員会の要請に応じ、引き続き県市町又は国立大学法人三重大学の職員として在職している者であつて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として教育長が別に定める者

二 教育職員であった者で、県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定子ども園を設置する学校法人又は社会福祉法人の理事

別表の備考二及び三を次のように改める。

一 免許法施行規則第六十一条の十の規定による有効期間更新証明書等の交付を受けた者は当該証明書を提出するものとする。

なお、当該証明書に記載された免許状については、その免許状の写し又は授与証明書の提出を省略できるものとする。

二 改正省令附則第十五条の規定による更新講習修了確認証明書等の交付を受けた者は当該証明書を提出するものとする。

なお、当該証明書に記載された免許状については、その免許状の写し又は授与証明書の提出を省略できるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年九月二十七日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第十一号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二基本額の欄中「六、三六〇円」を「六、五六〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会